

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

お問い合わせ

FAX

444・0815

八街市予約型のりあいタクシー

利用促進に向けた説明会

予約型のりあいタクシーの利用方法に関する説明会および利用登録会を開催します。

説明会日程

南部老人憩いの家

8月31日(木) 午後3時～30分

総合保健福祉センター3階 大会議室

9月5日(火)・8日(金) 各日午前10時～

各80人

のりあいタクシーを利用予定の方・利用されたい方

住所・氏名・連絡先・希望日を電話・FAX・メールのいずれかで8月25日(金)までに企画政策課へ申し込み

※運行制度に関するご意見ご要望は、今回の実証実験の運行を踏まえて改善につなげていく予定です。

企画政策課

443・1114

444・0815

kikaku@city.yachimata.lg.jp

第4庁舎第4会議室

※家庭用はかりは、対象にはなりません。

※新規購入や修理後検定を受けたはかりは、一定期間、定期検査の受検が免除されます。

※急激な振動や衝撃を与えないように、はかりの下にマットや座布団を敷き、休み装置のあるものは「休み」にして運搬してください。

各日午前10時30分～午後3時(正午～午後1時を除く)

八街市役所

443・1405

あき地の雑草は除草して適切に管理を

あき地の雑草が生い茂ると、周辺の方に不快感を与えるばかりでなく、害虫類の発生や野生鳥獣のすみかになったり、ごみの不法投棄や火災発生の原因になる可能性があります。また、道路の幅員を狭めたり、

交差点の見通しが悪くなり、交通事故の原因にもなります。あき地の所有者または管理者の方は、定期的に除草して適切な管理をお願いします。

環境課

443・1406

令和5年度下半期国民年金保険料の前納受付は8月31日(木)まで

提出場所

国民年金保険料は口座振替を利用して納付することができます。口座振替で納付すると手間がかからず、納め忘れを防げます。また、まとめて前払い(前納)すると国民年金保険料が割り引きされます。

令和5年10月～令和6年3月の口座振替による前納の受付は8月31日(木)までです。

手続きに必要なもの

・国民年金保険料の口座振替納付(変更) 申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書

・振替を希望する口座の通帳と届出印

幕張年金事務所

443・1139

千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

申請書送付先

〒262-8501

※年金事務所に郵送による手続きも可能です。

振替口座のある金融機関の窓口、お近くの年金事務所

※用紙は、国民年金課や金融機関の窓口、日本年金機構ホームページより入手してください。

ライ麦・エン麦などの緑肥種子を

割引きで購入できます

作付けの合間や作付けをしない空き畑に、土壌病原菌・表土飛散の抑制や化学肥料の代替に『緑肥』を活用しませんか。

対象の種子を、取扱店舗から購入する際に割引きで購入できます。購入される場合は、事前に八街市緑肥作物等の種子購入に係る届出書を農政課に提出してください。

対象種子

ライ麦・エン麦・ヘアリーベッチ・シロカラシ・小麦

○ライ麦・エン麦・ヘアリーベッチ・シロカラシ

(有)岩渕種苗店・千葉みらい農業協同組合八街購買店舗

443・1402

丸松種苗(株)・八富種苗(有)

○小麦

(株)中村太一商店・(株)塩野谷

周太郎商店・(株)小倉商店・(株)実川文雄商店

割引率 5割

届出書の提出時点で八街市内に住所があり、対象種子を市内の農地に播種する方

提出期限 8月31日(木)

※予算超過の場合は割引率が下がることがあります。

※届出書は市ホームページからダウンロードするか、農政課窓口で配付します。

農政課

443・1402

ご存じですか、福祉の手当

特別障害者手当

知的・精神または身体に、著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者の方に支給します。

知的・精神または身体に、重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者の方に支給します。

知的・精神または身体に、中度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者の方に支給します。

知的・精神または身体に、軽度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者の方に支給します。

知的・精神または身体に、軽度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者の方に支給します。

不法投棄は犯罪です

廃棄物処理法において、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行った者は罰則に処せられます。

不法投棄を未然に防ぐには、土地の所有者や管理者の方が柵や看板などを設置して、不法投棄されないような環境をつくりましょう。

また、産業廃棄物処理業者に処理委託をするときは、許可されている業者なのか、適切な処理業者なのか確認しましょう。

不審な現場や車両の出入り

印旛地域振興事務所

483・1138

産廃・残土県民ダイヤル(24時間)

223・3801

環境課

443・1406

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止

不法投棄禁止